

新しい公共支援事業構成事業「寄附促進に向けた認知度向上事業」事業企画提案書

平成23年7月14日

神奈川県知事 殿

住 所 横浜市中区相生町3-61 泰生ビル2F


郵便番号 〒231-0012

団 体 名 特定非営利活動法人横浜コミュニティデザイン・ラボ

代表者氏名 杉浦 裕樹



寄附促進に向けた認知度向上事業について、次のとおり関係書類を添えて提案します。

事業計画の概要	メディア機能と SNS 機能を持つキャンペーン WEB サイトと、ソーシャルメディアの双方を組み合わせ、県内の価値ある非営利活動を社会につなぐ情報プラットフォームを構築。取材により記事・映像で人にフォーカスした情報を提供すると共に、各活動団体・支援団体が配信する情報を twitter 等で毎日スピーディーに伝えていく。また、活動主体と地域生活者をつなぐ双方向のオンライン上のコミュニケーション基盤を構築し、ファシリテーションを行う。事業推進に於いては関東 ICT 推進 NPO 連絡協議会の神奈川県内の構成団体の協力を得る。
委託料 見積金額	2,610,000 円  ※ 委託料の対象となる経費の見積金額を記入してください。
応募理由	<p>当 NPO は、まちづくりにおいて ICT（情報コミュニケーション技術）を活用して、価値ある活動主体の所在情報を地域社会に「つなぐ」事業を活動の軸としている。2002 年から WEB を活用した地域情報化の取り組みを継続してきたことにより、ソーシャルメディアを活用した地域社会の担い手とのコミュニケーションスキル向上や、地域情報化の担い手、及び、地域で価値ある活動をするさまざまな主体との関係構築に務めてきた。</p> <p>これらの技術や関係を、社会的な課題の改善のために金銭や時間等を提供できる市民層が、地域社会への貢献に対する関心を引き起こして、NPO 等に対する支援・参加を促す本事業に活かせると考え、応募します。</p>

団体調査書

団体名	★ 特定非営利活動法人横浜コミュニティデザイン・ラボ		
連絡責任者	氏名	杉浦裕樹	
	住所	〒231-0012 横浜市中区相生町3-61 泰生ビル2F	
	電話・ファクス	電話：045-664-9009	ファクス：020-4666-6061
	e-mail	info@yokohamalab.jp	
(日常的に連絡が取れる方の連絡先を記入して下さい。)			
発足・設立年月日	★ 2003年11月13日		
団体設立の経緯	2002年に、横浜市内の民間による公益的な活動を活性化していくため、すでに活動している市民団体を可視化し、活動を有機的につなげていくためのメディアを実践的に運営していく目的で活動を開始した。		
団体の目的 (定款、会則等に記載された目的を記載してください。)	横浜市域を軸とした地域を対象に、面白く楽しい街づくりの研究・実践を通じて地域コミュニティを新しくデザインする事業を行い、横浜市をはじめとした一般市民の公共の利益の増進に寄与すること		
会員数	個人会員101名 ・ 団体会員31団体		
役員数	理事 監事 世話人・運営委員等 14名		
主な活動地域	横浜市内・神奈川県内		
主な活動内容・業務内容 (定款、会則等に記載された目的を記載してください。)	まちづくりに関する調査研究・コンサルティング事業/コミュニティビジネスの研究・開発に関する事業/まちづくり推進にあたって必要となる産官学民横断型のコミュニティ・プラットフォームの組織整備に関する調査研究/市民・パブリックメディアに関する調査研究・実践/まちづくりに関するセミナー・イベント・Webやメールマガジン等の企画・制作・運営事業		
会報等の発行	有	タイトル： 発行時期：(定期 回/年 ・ 不定期)	無
ホームページ	有	URL http://yokohamalab.jp	
財政規模	【今年度予算】(平成23年4月～平成24年3月) 35,701,000千円		
	【前年度決算】(平成22年4月～平成23年3月)(見込み・確定)		
	[収入]	[支出]	
	会費収入 145,919千円 寄付収入 0千円 事業収入 93,412,031千円 その他収入 734,032千円 計 94,291,982千円	事業費 91,401,008千円 管理運営費 2,793,499千円 その他支出 0千円 計 94,194,507千円	
助成及び委託の主な実績	【前々年度決算】(平成21年4月～平成22年3月)		
	[収入]	[支出]	
	会費収入 0千円 寄付収入 0千円 事業収入 18,879,997千円 その他収入 63,911千円 計 18,943,908千円	事業費 14,587,392千円 管理運営費 4,941,377千円 その他支出 95,238千円 計 19,624,007千円	
	平成22年度 総務省 (ICTふるさと元気事業) 71,348千円 平成23年度 神奈川県 (かながわの個性と魅力PR事業) 5,787千円		

※営利団体である場合は、★の項目のみを記入し、会社概要を添付してください。

実施計画書

1 現状認識と課題認識

(NPO等に対する寄附に関する現状認識と課題認識を記入してください。なお、記載に当たっては「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」及び「神奈川県新しい公共支援事業基本方針・事業計画」を参考にしてください。)

公益的な活動をするNPO法人への税制優遇措置を拡大する税制改正法と、税制優遇が受けられる「認定NPO法人」の要件緩和などを柱とした改正NPO法が国会で相次いで成立し、NPOと寄附を取り巻く環境は急速に変化しつつある。税制改正では、税額控除が導入され、認定NPO法人に寄附した金額から2千円を超えた分の半額が、所得税と住民税から減額されるほか、認定NPO法人の資格基準も緩和された。「寄附金が事業収入の5分の1以上」というこれまでの基準に加え、「3千円以上の寄附をした人が100人以上」や「自治体の条例で指定した税額控除対象」に該当する場合にも、優遇措置が受けられるようになった。「寄附文化」の醸成においては、こういった環境が追い風であると言える。

県内でもモチベーションが高く、積極的に活動しているNPO団体の間では、既に「100人以上から寄附を集める」ことを目標に掲げ、活動プランを再設計して動いている団体も見受けられる。

日本における個人・企業による年間寄附総額は約1兆円。自分自身や家族のためではなく、社会貢献的な活動等を行なって人や団体に対して、金銭や金銭以外（衣料品・食料品・医療品・日用品・クレジットカードのポイント・不動産等）を自発的に提供する「寄附」と定義される行為は、寄附を受ける側の社会に対する活動の価値や意義をアピールする情報の編集力・発信力が必要であるが、まだまだその部分が弱い現状がある。

地域の様々な課題への対応や、魅力的な活動の発信などの地域活性化への取り組みをより豊かにしていくためには、地域で活動する様々な主体が協働して、ともに公共を担う協働型社会づくりが求められており、非営利団体への期待は高まってきていると言える。

2 事業の具体的内容

○提案に生かした提案者の特性や専門性

(併せて、社会的なテーマを題材にした業務の実績があれば、記入してください。)

横浜コミュニティデザイン・ラボは、現在約 100 名の会員がいる事業型の NPO で、多種多様な団体・人材との連携による、地域の魅力や価値の発信や、地域が抱えるさまざまな課題へのソリューションを提供する組織を目指して活動をしている。

特に、地域の価値を発見し、地域のニーズとシーズのマッチングによるコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの創出、様々なツールを活用した地域の多様な資源の発掘・再発見、まちづくりに関する調査研究・コンサルティング・情報発信、企業活動や公益的活動の PR/広報支援などに力を入れて取り組んでいる。

2002 年の活動開始時（2003 年登記）より、WEB を使ったコミュニケーション基盤の構築運営の実績を多く持つ。代表理事の杉浦は総務省・地域情報化アドバイザーのほか、関東 ICT 推進 NPO 連絡協議会神奈川県幹事を務めている。また、「みんなの経済新聞ネットワーク」のネットワーキングを担当し、当 NPO が運営する WEB メディア「ヨコハマ経済新聞」「港北経済新聞」のほか、「湘南経済新聞」「小田原箱根経済新聞」「横須賀経済新聞」と連携し、現在 FM ヨコハマ「Keep Green & Blue」、県広報課からの委託事業「かなマグ.net」などの WEB サイトをソーシャルメディアを活用して、日々、編集・配信を行っている。また、SNS については 2004 年より NPO の研究テーマとして掲げ、2007 年より横浜で地域 SNS「ハマっち！」の運営などを通じてノウハウを蓄積してきた。

○対象とする市民像

対象 1：支援事業による支援の対象の範囲は、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織であり、自発的、主体的に「新しい公共」の趣旨に合致する活動を行う組織、団体等とする。

対象 2：社会的な課題の改善のためなら金銭や時間を提供してもよいと思いながら、実際には NPO の活動に参加したり寄附するなどの行動に踏み込めないでいる市民層、地域の活動に何らかの形で既に関わっている、あるいは、これからかかわりたいと思っている住民とする。

○提案の内容

(C. Web サイト構築・運営については、①構築するサイトの内容、②サイトに掲載する神奈川の NPO 等に関する記事の概要についても、記入してください。)

ICT (情報コミュニケーション技術) を活用し、神奈川の地域各地で活動する「価値ある」団体の活動情報を人にフォーカスして総合的に発信していくことで、発信された情報から神奈川の社会的な活動に「興味を抱き」、「アクションを起こし」、さらに自らが「情報を発信」するというようなサイクルを実現する WEB サイトを構築する。

運営にあたっては、新設するキャンペーン WEB サイトと連携するソーシャルメディアを有効に活用し、県民からの情報が WEB サイトに反映される仕組みを取り入れる。また、地域の活動情報を県民自らが配信するための個別事業を展開する。事業推進にあたっては県内の情報・メディア関連の NPO や、地域メディア運営団体との連携を図り、魅力情報が多様に流通する環境の整備を行っていく。

▽システム構築事業：

神奈川県の出地域活動などに関心を持つ利用者の参加を促し、双方向・リアルタイムのコミュニケーションを図ることができる仕組みを導入する。

構築する WEB サイトの情報基盤には、安価に導入でき操作性・拡張性にすぐれた CMS 「WordPress」を採用。SNS 機能には、OpenSNP もしくは facebook を活用する。WEB サイト利用者の利用状況は、精度の高いアクセスログを設置して常に把握し、次の展開につなげていく。

▽編集部事業

当 NPO がキャンペーン WEB サイトの編集部を担当。取材を行いコンテンツを作成すると共に、既にさまざまな団体・メディア・自治体等が WEB 上で配信している情報をキュレーティング (再発信) していく。県内の活動情報を「ニュース」「コラム」「インタビュー」「イベント情報」などのコンテンツとして編集・配信する。

また、情報の収集には、関東 ICT 推進 NPO 連絡協議会の構成団体や県内中間支援組織の協力を得る。具体的には協議会構成団体等の外部メンバー 10 名を「かながわ NPO 広報支援検討委員会」(仮称) メンバーとして依頼し、年度内に 5 回の検討会議に参加して頂き、各地域・分野で活動している団体の情報等を把握すると共に、今後の支援団体間の横のつながりを深めていく。

▽データベース構築事業

本事業を通じて、今後利活用できるデータベースを構築していく。

3 事業の効果

県民が生活する地域で行われている多様な活動を知る機会が増える。活動に対して、さまざまな形の「参加のきっかけ」を提供していくことにより、ボランティア・寄付などの形での参加が増加することが期待されるほか、公益的事業の運営ノウハウが広く広がっていくことにより、新たに事業・組織を立ちあげる起業家が増えていくことが期待される。

社会に対しては、自分たちの地域の課題を自分たちで解決していくことや、地域の活性化のために自らの創造性を発揮していくこと、魅力発信などの実践的な取り組みを行っていくことが、広く一般に広まり「あたりまえ」として認識されるようになっていくためのステップになると考えられる。

ソーシャルメディアを NPO がそのネットワーク力を活用して運用していくことで、多くのコストをかけずに、県内の地域資源の実際がわかる情報を入手・発信することができる。

WEB サイトにアクセスして頂き、寄附促進に向けた認知度向上を図っていくためには、単に WEB を更新しているだけでは不十分で、WEB に掲載された内容を twitter、facebook などのソーシャルメディアを積極的に活用して、WEB に誘導することが必要。

同時に、本キャンペーン WEB サイトで発信する情報は、RSS などの仕組みを活用して、市民活動の中間支援組織等の WEB サイトに情報提供できるように設計する。これにより、発信する情報への接触機会を飛躍的に増やすことができる。

また、携帯電話・スマートフォンにより情報の受発信をしている県民が多いことを踏まえ、キャンペーン WEB サイトを、携帯電話・スマートフォンにも完全対応する。

さらに、検索エンジン経由で WEB サイトの存在を知りアクセスする人も多いので、検索エンジンの最適化を図る。

4 事業成果の把握

○成果の把握

(この事業の成果を把握するため、どのような指標を設けるか、記入してください。)

【前提】事業実施前・実施後に NPO 法人向けにアンケートを実施する。

【対象】NPO 法人 17 分野から 5 団体ずつ程度を抽出し、課題などを抽出。(約 85 団体)

成果指標

- 1) ウェブサイト設置前と設置後で、NPO 法人に対する理解が深まった
- 2) 自団体の告知や PR にウェブサイトが役立った (参加者・会員数の増減)
- 3) 自団体の PR ツールの幅が広がった
- 4) 寄付・募金を集める手法の多様化が進んだ

5 事業の実施体制

(この事業に関する責任者、従事者の数や経験などについて記入してください。)

(1) 総括責任者

杉浦裕樹：NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ 代表理事、ヨコハマ経済新聞 編集長、総務省 地域情報化アドバイザー。2002 年にまちづくりや地域情報化を实践する NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボの活動を開始。「協働・連携」による地域活性化や、地域のメディア・情報デザインを实践している。現在、かながわ東日本大震災ボランティアステーション事務局副代表として東日本団震災復興支援の「情報ボランティア」のコーディネートを担当している。共著に「ネット時代のパブリック・アクセス」世界思想社 (2011/3/31)

(2) 個別事業の責任者

▽システム構築事業：大和田健一 (横浜コミュニティデザイン・ラボ理事)

IT 技術者。特にオープンソースを活用した ICT の利活用についての専門性を持つ。

▽編集部事業：宮島真希子 (横浜コミュニティデザイン・ラボ理事)

昨年、神奈川新聞に 22 年勤務後退職。総務省交付金事業「横浜ストリーム」では、ICT の利活用をすすめる人材育成を担当。

▽ネットワーク・データベース構築事業：杉浦裕樹

(3) (1) (2) 以外の従事者

▽関東 ICT 推進 NPO 連絡協議会参加団体

(4) 実施体制図

◆「寄附促進に向けた認知度向上事業」事務局=====「神奈川県県民活動部 NPO 協働推進課」

|▽横浜コミュニティデザイン・ラボ

|・編集会議の実施、取材、記事の執筆、SNS サイトの管理・ファシリテーション

|・キャンペーンサイトの構築、管理・運営

|・地域の活動主体者のデータベース構築

|

◆協力団体等

▽ 関東 ICT 推進 NPO 連合会、関東 ICT 推進 NPO 連合会参加団体

▽ 地域のメディア運営団体などをメディアパートナーとして連携を図る

(5) 個人情報の取扱いに関する方針及び体制

個人情報の収集、利用及び提供、管理及び廃棄について、神奈川県個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱う。

サイト運営を通じて個人情報を収集するにあたっては、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を個人情報事務登録簿において明確にしたうえ、その取扱目的を達成するために必要な範囲内で行う。個人情報は、法令等の規定に基づく場合や本人の同意がある場合など一定の例外にあたる場合を除き、取扱目的以外の目的に利用したり第三者に提供したりしない。

収集した個人情報については、厳重に管理し、漏えい、改ざん等の防止に適切な対策を講じる。取扱目的に関し保存の必要のなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに消去する。

既に個人情報保護のための講座等を受講している総括責任者を個人情報の扱い責任者とする。また、個人情報に接触する担当者は、情報セキュリティに関する講座等のプログラムを受講した後に業務に従事する。

必要に応じて、第三者の評価を依頼する。

6 再委託 <再委託する予定がある場合のみ記入>

(他の団体に再委託する計画がある場合は、委託する内容と委託先の想定を記入してください。)

なし

7 事業のスケジュール

<23年度>	事業実施内容
平成23年 8月	事業内容詳細の検討、実施計画の策定 編集会議開始 WEB サイト仕様設計、β版構築
平成23年 9月	連携編集会議-1（外部委員も参加） 関係者の協力によりパスワード保護したWEBサイトのテスト運用開始
平成23年 10月	連携編集会議-2
平成23年 11月	WEB サイトオープン 連携編集会議-3
平成23年 12月	
平成24年 1月	連携編集会議-4
平成24年 2月	
平成24年 3月	連携編集会議-5 事業成果のとりまとめ

収支予算書

科 目	金 額 (円)	備 考 (積算基礎等)
(収入の部)		
委託料	2,610,000	
収入合計 (A)	2,610,000	
(支出の部)		
人件費-取材記事作成等	1,000,000	
-システム構築・運営	1,000,000	
謝金-かながわ NPO 広報支援委員会	500,000	10,000 円 × 委員 10 名 × 会合 5 回
旅費-取材交通費等	30,000	
消耗品費	10,000	
通信費-サーバ管理費 (10~3 月)	60,000	10,000 円 × 6 ヶ月
計画策定費	60,000	
支出合計 (B)	2,610,000	
収支差額 (A - B)	0	

※ 2 ページの対象となる経費を参考に記入してください。

※ 収入の部では、委託料のほか、参加者に個人負担を求める場合は、それを含んだ積算としてください。

※ 支援対象者の公募に係る経費も積算してください。(事業の対象が不特定多数の場合、公募は不要です。)

※ 収支差額 (A - B) = 0 の予算を作成してください。

特定非営利活動法人横浜コミュニティデザイン・ラボ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人横浜コミュニティデザイン・ラボという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、横浜市民を中心とした地域住民に対して、横浜市域を軸とした地域を対象に、面白く楽しい街づくりの研究・実践機会を提供することを通じて地域コミュニティを新しくデザインすることに関する事業を行い、横浜市民及び広く一般市民の公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 社会教育の推進を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 横浜を中心としたまちづくりと地域情報化に関する調査・研究・コンサルティング事業
- ② 横浜を中心としたコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの調査研究及び開発に関する事業
- ③ まちづくりや地域情報化を推進していくにあたって必要となる産官学民横断型のコミュニティ・プラットフォームの組織整備に関する調査研究・コンサルティング事業交流
- ④ 市民メディア、ソーシャルメディアに関する調査・研究・実践に関わる事業
- ⑤ 横浜を中心としたまちづくりに関するセミナー・イベントなどの事業
- ⑥ 横浜を中心としたまちづくりに関連する Web やメールマガジン等の企画・制作・運営事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、社員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員 別に理事会が定める規則において定められた個人及び団体が賛助会員と学生会員の2種とする。

(社員の入会等)

第7条 この法人の社員になるうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は前項の入会申込者が第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 社員の入会金及び年会費は、総会において別に定める。

(その他の会員の入会金及び年会費等)

第8条 その他の会員の入会金及び年会費の額並びに入会の方法は、理事会の議決を経て、別の規則において定める。

(社員の資格の喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は社員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 社員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 その他の会員の退会(退会したものとみなすことができる場合を含む)については、別に理事会が定める規則において定める。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において社員総数の3分の2以上の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款若しくは規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上25人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人以上3人以内を代表理事とする。
- 3 理事のうち、若干名を、理事会の議決を経て、常務理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において社員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 事務局長及びその他の職員は、代表理事が任免する。
 - 3 事務局長の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (6) 役員を選任等に関する事項

- (7) 社員の入会金、年会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項
(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、前2条(第28条第1項ただし書きを除く。)及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織等に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合で、代表理事が必要と認めて招集するときには、この限りではない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事3名以上が出席した場合に開催する。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファックス、又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条(第37条第1項ただし書きを除く)及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び変更)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、代表理事は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第48条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第50条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)

- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において選定した地方公共団体に帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(アドバイザー・ボード)

第56条 この法人はアドバイザー・ボードを置くことができる。

- 2 アドバイザー・ボードは理事会の諮問にこたえる。
- 3 アドバイザー・ボードは、理事会が推薦した者のなかから代表理事が委嘱する。
- 4 アドバイザー・ボードに関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
- 5 アドバイザー・ボードは理事会における表決権を有しない。

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 神浦 公隆
代表理事 町野 弘明
常務理事 杉浦 裕樹
理事 多田 知生
同 大枝 奈美
監事 原 聡一郎
同 舟生 俊博

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第7条第3項および第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金 0円

年会費

社員(個人)	: 10,000円
社員(団体)	: 1口 50,000円(1口以上)
一般会員(個人)	: 5,000円
一般会員(団体)	: 1口 30,000円(1口以上)
賛助会員(個人)	: 3,000円
賛助会員(団体)	: 1口 10,000円(1口以上)

◆ 参考資料

横浜コミュニティデザイン・ラボ

▽団体のこれまでの取組み・アピール

(1) この事業に関連する、団体のこれまでの取組み

当 NPO は、理事 12 人、監事 1 人、約 100 人の議決権を持った会員で構成される。創立時より取り組んできた主なインターネット関連の活動は以下の通り。

・「ヨコハマ経済新聞」の編集・配信 <http://www.hamakei.com/>

2004 年 4 月創刊。これまでにニュース記事 6,000 本以上、特集記事 230 本以上を取材・編集・配信している。記事の作成は、NPO の会員による。月～金で配信しているメールニュースは、現在約 4,000 人が登録。編集部の twitter アカウントのフォロワーは 1 万人を超える。

・「港北経済新聞」の編集・配信 <http://kohoku.keizai.biz/>

2010 年 6 月創刊。都筑区中川に編集部を設置 (2 つの NPO との合同オフィス) し、横浜市青葉区、都筑区、港北区、緑区を中心とした横浜北部エリアのビジネス・カルチャー情報を配信している。

・「海と大地のプロジェクト」 <http://yokosukasan.jp/>

2010 年 6 月創刊。横須賀商工会議所、横須賀市、農協、漁協などとの連携により、横須賀の「食」の魅力の発信と新商品の開発を推進するプロジェクトの企画・運営を担当。会議所を事務局に産官民が参加する委員会を設置し、横須賀発の新たな食のブランドづくりに取り組んだ。

・「かながわ検定」公式サイトの編集・配信 <http://kanagawa-kentei.com/>

神奈川を学ぶ機会を提供し、観光振興に寄与するとともに当地の魅力を広く発信することを目的に行われている「ご当地検定」の WEB 戦略の立案、サイトの立ち上げから運営までを担当。twitter を活用して毎日検定の問題からクイズを配信し、回答を見るために WEB サイトに誘導する仕掛けを実施したほか、NPO の会員であるヨコハマ経済新聞のライターが検定合格者の声を取り材してコンテンツを作成。

・ FM ヨコハマ「Keep Green & Blue」WEB サイトの編集・配信

<http://eco.fnyokohama.co.jp/>

2010年4月創刊。FMヨコハマの開局25周年記念事業で新設したエコロジーサイトの運営では、twitter、facebook、youtubeなどのソーシャルメディアをフルに活用するほか、音声コンテンツのポッドキャストによる配信や、ヨコハマ経済新聞、港北経済新聞、横須賀経済新聞、湘南経済新聞、小田原箱根経済新聞、町田経済新聞、横浜情報ステーション+PLUS、ヨコスカ海と大地のプロジェクトなどの地域型WEBメディアのほか、神奈川県による環境に関する最新情報提供サイト「KANAGAWA eco information」などの媒体と『メディアパートナー』として連携している。

- ・総務省交付金事業「地域レポーターが地域活性化支援するユビキタスメディア事業」(横浜ストリーム) <http://yokohamastream.jp/>

ICTを活用し、地域の情報を住民自らが多様な形で配信する「地域レポーター」の育成や、災害時にも役に立つ情報基盤の構築、デジタルサイネージの設置運営、テレワークの推進などをテーマに実施。2010年6月より2011年2月末までの実施期間で、延べ約700人が人材育成講座を受講した。テレビ神奈川、横浜市等との連携事業。横浜の地域SNS「ハマっち!」や、「ヨコハマイベントナビ」などの参加型のWEBサイトとも連携し、多様な情報の編集・配信を行った。

(2) この事業に関連する、団体のアピールしたい点

当NPOは、2003年の設立以来、情報コミュニケーション分野の人的ネットワークにより、ICTを活用したWEBのプロジェクトを多数手掛けてきた。代表の杉浦は、総務省地域情報化アドバイザーのほか、関東ICT推進NPO連絡協議会の神奈川県幹事を務めており、地域情報化の様々な主体と連携して、ICTの利活用の促進や人材育成に関する取り組みを各地で行ってきた。

特に、ここ数年は、

- ・市民メディア
- ・住民参加型地域デジタルアーカイブ
- ・オープンガバメント
- ・地域レポーター養成

などのキーワードで活動をしてきた。

本事業には、関東ICT推進NPO連絡協議会の協力が得られことも、費用対効果を大きく上げる要因となる。

平成 23 年 6 月 30 日

記者発表資料

ここに来れば、かながわが分かる、「かなマグ.net」開設！

～ NPOとの連携により新たな魅力を発掘します ～

「かなマグ.net」は、県広報課とNPOとの連携により『かながわの個性と魅力PR事業』を担う新たなサイトとして、7月1日よりスタートします。

日本でも有数の大都市から、歴史・文化の伝統を持つ古都、世界的に有名な観光地まで、多様な個性と魅力を持つ地域を有する神奈川県。各地域において様々な企業、個人、団体が、それぞれの地域を安心して快適に過ごせる街にしていこうと日々活動しています。

「かなマグ.net」では、惹きつける魅力、マグネット力を持つ県内各地の取り組みや出来事を、人に焦点をあて、毎日配信していきます。さらに、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアも取り入れ、サイトの中で、人と人が「つながる」、双方向性のある新たなコミュニティの提供を目指していきます。

1 サイト名	「かなマグ.net」 (愛称：かなマグ)
	「マグ」は、「マグネット」(magnet：人を惹き付ける)と、「マガジン」(magazine：雑誌)を、そして「.net」は「ネットワーク」を表しています。
2 開設日	平成 23 年 7 月 1 日
3 URL	http://kanamag.net/ ※活用するソーシャルメディアの URL ・ツイッター http://twitter.com/kanamag ・フェイスブック http://facebook.com/kanamag
4 主なコンテンツ	・「つながりインタビュー」 かながわで活躍する人、団体へのインタビュー ・「ヘッドラインニュース」 かながわの魅力として注目される新着情報や特集、情報(毎日更新) ・「かながわタイムライン」 魅力発信に協力する団体から収集する子育て、ものづくり、アート、観光、地産地消などの情報
5 連携のパートナー	特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ